

令和2年第10回東浦町教育委員会定例会会議録

開催日 令和2年10月22日(木)
場所 東浦町文化センター 視聴覚室

出席者の氏名

教育長	恒川 渉	職務代理者	野田 雅代
委員	杉浦 政代	委員	水野 善久
委員	浅田 謙司		

出席職員の氏名

教育部長	学校教育課長	生涯学習課長	図書館長
スポーツ課長	学校給食センター所長	学校教育課主幹兼指導主事	学校教育課統括課長補佐兼指導主事
学校教育課庶務係長	学校教育課主査		

傍聴者 0名

会議

開会 午後1時15分

- (教育長) 出席者5名を確認し、会議の成立を確認します。
議事に入る前に、日程第11 報告第50号「区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について」を個人情報保護のため、非公開とすることにしたいと考えますがご異議ございませんか。
《全員異議なし》
- (教育長) それでは日程第11 報告第50号「区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について」は非公開とします。

日程第1 令和2年第9回定例会会議録承認

日程第2 議案第28号 令和元年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書について

- (教育長) 議案第28号の説明を求めます。
(学校教育課長) 議案第28号「令和元年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書について」を説明。

- (教 育 長) 質疑を求めます。
- (委 員) 報告書の目次に「教育委員会事務点検・評価会議出席者名簿 30 頁」とありますが、見当たりません。
- (事 務 局) 掲載しませんので、目次を修正します。
- (委 員) 評価結果を見ると、総合評価「A」とされている事業が多くみられます。高評価であると、改善する必要がないと考えがちですが、いかがですか。
- (事 務 局) 点検・評価は事務局で行い、その報告に対して学識経験者に意見をいただくわけですが、評価が「A」であったからといって同じことを続けるわけではありません。それぞれの事業から課題や改善点を見出しているのです。高評価であった場合、大きく変わることはありませんが、業務の改善は逐次行っています。
- (教 育 長) 他に質疑を求めます。
- (委 員) 町長部局も毎年事務評価・点検を行うのですか。
- (事 務 局) 町では、行政評価というシステムで実施します。教育委員会は本件と行政評価のいずれも実施しますが、基本的には同内容です。
- (委 員) 町でも A～D で評価を行うのですか。
- (事 務 局) そうです。今回から、町の実施する行政評価の様式に合わせて教育委員会事務点検・評価表を作成しています。ただし、今年度は新型コロナウイルスの影響を鑑み、行政評価は実施しません。教育委員会の事務点検・評価は法律で定められているため、実施しました。
- (教 育 長) 他に質疑を求めます。
- 《質疑なし》
- (教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 28 号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。
- 《全員異議なし》
- (教 育 長) 議案第 28 号「令和元年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書について」は原案のとおり承認いたします。

日程第 3 教育長報告

- (教 育 長) 令和 2 年 9 月・10 月の行事報告

日程第 4 報告第 43 号 東浦町教育委員会名義後援について（こどもオペラ「おオ

い！南吉つつあ〜ん！！）」

日程第5 報告第44号 東浦町教育委員会名義後援について（家事家計講習会）

（教育長） 報告第43号から報告第44号までの一括説明を求めます。

（生涯学習課長） 報告第43号「東浦町教育委員会名義後援について（こどもオペラ「おおい！南吉つつあ〜ん！！）」」、報告第44号「東浦町教育委員会名義後援について（家事家計講習会）」を説明。

（教育長） 質疑を求めます。

《質疑なし》

日程第6 報告第45号 東浦町教育委員会後援名義使用許可事業変更届について
（こども夢の商店街 ハタラクキッズモール）

（教育長） 報告第45号の説明を求めます。

（生涯学習課長） 報告第45号「東浦町教育委員会後援名義使用許可事業変更届について（こども夢の商店街 ハタラクキッズモール）」を説明。

（教育長） 質疑を求めます。

（委員） 今年度「こどものまち」は開催しないのですか。

（事務局） 町の事業としては開催いたしません。

（教育長） 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

日程第7 報告第46号 東浦町教育委員会名義後援について（第42回知多中学校女子ソフトボール選手権新人戦大会兼第41回愛知県中学校女子ソフトボール新人戦大会予選）

日程第8 報告第47号 東浦町教育委員会名義後援について（森岡剣道スポーツ少年団1日剣道体験教室）

日程第9 報告第48号 東浦町教育委員会名義後援について（第25回知多サッカーフェスティバル）

（教育長） 報告第46号から報告第48号までの一括説明を求めます。

（スポーツ課長） 報告第46号「東浦町教育委員会名義後援について（第42回知多中学校女子ソフトボール選手権新人戦大会兼第41回愛知県中学校女子ソフトボール新人戦大会予選）」、報告第47号「東浦町教育委員会名義後援について（森岡剣道スポーツ少年団1日剣道体験教室）」、報告第48号「東浦町教育委員会名義後援について（第25回知多サッカーフェスティバル）」を説明。

(教 育 長) 質 疑 を 求 め ま す 。

(委 員) 今 資 料 を 見 る と 、 後 援 に ふ さ わ し い の か と 疑 問 に 感 じ る 場 合 が あ っ て も 、 す で に 承 認 済 み の 名 義 後 援 な の で す ね 。

(教 育 長) 過 去 に 承 認 さ れ て い る 名 義 後 援 申 請 は 、 教 育 長 の 決 裁 で 承 認 す る こ と が で き る た め で す 。 近 頃 は 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 の 内 容 が 追 加 さ れ て い る と こ ろ も あ り ま す 。 過 去 に 承 認 さ れ て い る と い っ て も 、 そ の 時 の 状 況 に 応 じ て 、 承 認 基 準 を 見 直 す こ と も あ り 得 る と 思 い ま す 。

(教 育 長) 他 に 質 疑 を 求 め ま す 。

《 質 疑 な し 》

日 程 第 10 報 告 第 49 号 東 浦 町 教 育 委 員 会 名 義 後 援 実 施 報 告 書 に つ い て

(教 育 長) 報 告 第 49 号 の 説 明 を 求 め ま す 。

(ス ポ ー ツ 課 長) 報 告 第 49 号 「 東 浦 町 教 育 委 員 会 名 義 後 援 実 施 報 告 書 に つ い て 」 を 説 明 。

(教 育 長) 質 疑 を 求 め ま す 。

(教 育 長) 参 加 者 は 昨 年 と 比 べ て ど う な っ た の で し ょ う か 。

(事 務 局) 昨 年 と 比 べ て 増 加 し て い ま す 。

(委 員) 収 益 性 の 高 い 習 い 事 と 子 ど も た ち の 育 成 を 目 的 と し た ボ ラ ン テ ィ ア 的 な も の と の 見 極 め が 難 し い と 感 じ ま す 。 ス イ ミ ン グ は だ め だ け れ ど 、 野 球 は よ い と い う よ う な こ と に な っ て し ま い ま す 。

(教 育 長) 現 在 教 員 の 長 時 間 勤 務 が 問 題 と な っ て お り 、 学 校 で 行 う 部 活 動 が 見 直 さ れ る 動 き が あ り ま す 。 今 後 、 授 業 後 の 活 動 は 、 部 活 動 に 代 わ り 、 受 益 者 負 担 が 発 生 す る よ う な 学 校 外 で 行 う 習 い 事 へ シ フ ト し よ う と し て い ま す 。 現 在 学 校 に 来 て い た だ い て い る 学 生 ボ ラ ン テ ィ ア に も 、 報 償 と し て 図 書 カ ー ド を 支 給 し て い ま す 。 そ う い っ た こ と を 考 え る と 、 受 益 者 負 担 が あ る よ う な 習 い 事 も 、 地 域 の 教 育 資 源 と し て サ ポ ー ト し て 認 め て い く べ き で は な い か と 個 人 的 に は 思 い ま す 。

(委 員) 今 回 の 剣 道 教 室 1 日 体 験 は 、 申 請 書 に は 「 剣 道 に 興 味 関 心 を 持 っ て も ら う こ と 」 が 目 的 だ と 書 い て あ り ま す が 、 報 告 書 の 中 で 、 成 果 と し て 「 22 名 中 5 名 が 体 験 入 団 を 希 望 」 と あ る た め 、 勧 誘 が 目 的 だ と 思 っ た よ う に 捉 え ら れ て し ま い ま す 。 そ う だ と 思 っ た と き に 、 教 育 委 員 会 と し て ど の 程 度 承 認 し て 良 い の か 迷 い ま す 。

(事 務 局) 一 つ に は 、 こ の 団 体 が ス ポ ー ツ 少 年 団 に 加 盟 し て お り 、 ス ポ ー ツ 少 年 団 を 応 援 し て い く べ き 立 場 の 教 育 委 員 会 と し て 、 ど の 程 度

のことをしていくかということが判断材料になります。月謝については競技によって異なりますが、講師がそれを生業としている場合は承認できないと思います。しかし、本業の傍ら子どもたちを指導してくれているのであれば、応援していくべきだと思います。

(委 員) スポーツ少年団に加盟する場合には、社会教育的活動であるかどうかの確認をするのでしょうか。

(事 務 局) 近年新規加盟はありませんが、加盟の際には、営利目的ではないことを確認します。

(委 員) 加盟後、引き続き加盟条件を満たしているかどうかの確認はしているのですか。いつの間にか営利目的になっていることもあるかもしれません。

(事 務 局) それを調べる調査はしておりませんが、12 団体あるスポーツ少年団は、毎年スポーツ課に団員募集のチラシの掲示依頼にいらっしゃいます。その際には月謝が不相応に高いといったことがないよう確認しています。ただし、チラシに記載なく別途料金を徴収されている等すると、分からないままになってしまっています。万が一そのようなことが発覚した場合は、適切な指導を行います。

(委 員) 全団体が募集チラシを掲載するわけではないと思うので、分かった時点でしかるべき指導を行ってください。

《質疑なし》

日程第 11 報告第 50 号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について（非公開）

閉 会 午後 14 時 29 分

会議録作成者 教育委員会事務局

令和2年第10回東浦町教育委員会定例会会議録承認署名

令和2年11月24日(火)

署名

恒川 渉

野田 雅代

杉浦 政代

浅田 謙司